

## 独立行政法人化について

- 項目毎に、現在の県立短期大学における制度等と公立大学法人制度を整理した。
- 公立大学法人制度導入において、一般的に言われているメリット・デメリットの主なものを記載した。

### 〔運営全般〕

現在の県立短期大学	公立大学法人制度 (法: 地方独立行政法人法)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営は大学(学長)に委ねられている。</li> <li>○ 人事・予算・給与・労働条件等においては、設置者(県)の権限に属する事項がある。</li>   <li>○ 学長の専決事項(例)               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 予算の執行</li> <li>② 教職員の任免の申出</li> <li>③ 職員の服務, 賞罰</li> <li>④ 職員の出張命令</li> <li>⑤ 非常勤職員の任免</li> <li>⑥ 授業料の減免</li> <li>⑦ 情報公開, 個人情報保護</li> </ul> </li>   <li>○ 設置者の権限(例)               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員の任免</li> <li>② 予算の決定</li> <li>③ 職員の給与</li> <li>④ 諸手当制度の制定</li> <li>⑤ 労働条件(服務・勤務時間)の制定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事長を中心とした大学運営</li>            <li>○ 設置者が関与する事項(例)               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人の定款の策定・変更</li> <li>② 中期目標の策定及び法人が作成した中期計画の認可</li> <li>③ 用途を特定しない運営費交付金の交付</li> </ul> </li> </ul>

[ 制度導入において一般的に言われているメリット・デメリット ]

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事長を中心とした意思決定</li> <li>○ 法人の判断による諸規程や制度等の迅速な整備・導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事長への権限集中により, 学内の多様な意見の反映が難しくなるおそれ</li>   <li>○ 諸規程等の整備等や法人化により必要となる制度・システム等の導入に対応するための事務負担や経費負担の増加</li> </ul>

## 1 人事関係

- 現在の県立短期大学では、学長や管理職、教員等は教授会で審議し、学長の内申により知事が任命している。
- 法人制度では、理事長（学長）は、選考機関の選考に基づき法人からの申出により設立団体の長が任命し、理事及び教員等は、理事長が任命することになる。

現在の県立短期大学 (特例法：教育公務員特例法)	公立大学法人制度 (法：地方独立行政法人法)
<b>【学長】</b> ○ 学長の選考は、教授会で審議し、学長の内申により知事が任命（任期4年）（特例法第3条、第10条）	<b>【学長】</b> ○ 理事長は学長の兼務が原則 定款により、理事長と学長を別に定めることも可能（法第71条） ○ 学長を別に置く場合は、選考機関の選考に基づき、理事長が任命（法第71条）
<b>【役員】</b> ○ 定めなし	<b>【役員】</b> ○ 役員として、理事長1人、副理事長、理事及び監事を置く。（定款により、副理事長を置かないことも可能）（法第12条）  <b>《理事長》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長は学長の兼務が原則</li> <li>・理事長は、法人の申出に基づき、設立団体の長が任命</li> <li>・法人の申出は、選考機関の選考に基づき行う。</li> <li>・選考機関は、経営審議機関及び教育研究審議機関の構成員から選出された者により構成（以上、法第71条）</li> <li>・任期は2年以上6年以内において、選考機関の議を経て規程で定める。（法第74条）</li> </ul> <b>《副理事長・理事》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副理事長及び理事は理事長が任命（法第14条）</li> </ul> <b>《監事》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監事は設立団体の長が任命（法第14条）</li> </ul>
<b>【管理職】</b> ○ 管理職（学生部長、図書館長、地域研究所長、各学科長）の選考は、教授会で審議し、学長の内申により知事が任命（特例法第3条、第10条）	<b>【管理職】</b> ○ 定めなし
<b>【教員等】</b> ○ 教員等（教授、准教授、助教、講師及び助手）は、教授会で審議し、学長の内申により知事が任命（特例法第3条、第10条）	<b>【教員等】</b> ○ 教員等（教授、准教授、助教、講師及び助手）は、理事長（＝学長）が任命（法第73条）
<b>【職員】</b> ○ 県の規程に基づき、人事異動により事務職員（県職員）を配置  ※教職員は、公務員となる。 ※教職員の雇用形態や事務職員の配置は、設置者の定めによる	<b>【職員】</b> ○ 職員は、理事長（＝学長）が任命（法第20条）  ※教職員は、非公務員となる。 ※教職員の雇用形態や事務職員の採用・配置は、大学独自の人事制度に基づく

### [ 制度導入において一般的に言われているメリット・デメリット ]

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独自の人事制度の導入で、多様な形態による任用や学外での活動に係る制約の緩和が可能となり、学外からの有能な人材の任用や教職員の学外での多様な活動が可能となる。                （教職員の非公務員化で、民間との連携や兼職・兼業の弾力が図られる）</li> <li>○ プロパー職員の採用が可能となり、職員の専門性が高まるとともに、中長期的な視点での組織づくりが可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 役員に係る報酬等の経費負担、新たな業績評価制度や勤務管理システムの構築による事務負担の増加につながる。</li> <li>○ プロパー職員の確保及び育成（キャリアパス等）、プロパー職員だけで事務局を運営することの難しさ（設置者との連携）が課題となる。</li> <li>○ 人事制度の運用は大学の判断によるが、人件費の主な財源は設置団体の運営費交付金であることから、定数増などにより交付金の増額が必要な場合は、設置者との協議が必要となる。</li> </ul>



### 3 予算・会計関係

- 現在の県立短期大学では、予算・会計面において現金主義会計・単年度主義となっており、予算の執行に当たり用途が特定されている。
- 法人制度では、予算・会計面において発生主義会計・企業会計原則となっており、予算の執行に当たり用途が特定されないことになる。

現在の県立短期大学	公立大学法人制度 (法:地方独立行政法人法)
<p><b>【予算】</b> 《単年度主義・会計年度独立の原則》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎会計年度予算を調製し、議決を経る。(地方自治法第211条)</li> <li>○ 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。(地方自治法第208条)</li> </ul> <p>《予算執行》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用途が特定される。</li> </ul>	<p><b>【予算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設置団体からの運営費交付金と自己収入を主な財源とした大学独自の予算編成</li> <li>○ 単年度主義の拘束を受けず、中期目標期間であれば繰越しが可能</li> </ul> <p>《予算執行》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用途が特定されない。</li> </ul>
<p><b>【会計】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現金主義会計：現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）</li> </ul>	<p><b>【会計】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発生主義会計：経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）</li> <li>○ 地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。(法第33条)</li> </ul>
<p><b>【監査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財務に関する事務の執行等について、監査委員が監査する。(地方自治法第199条)</li> </ul>	<p><b>【監査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監事の監査のほか、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けなければならない。(法35条)</li> </ul>

[ 制度導入において一般的に言われているメリット・デメリット ]

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の判断で合理的かつ弾力的な予算配分及び経費の執行が可能</li> <li>○ 経営努力による余剰金は、中期計画で定められた用途に充てることが可能</li> <li>○ 複数年度にまたがる民間企業との共同研究に係る契約の締結などが可能</li> <li>○ 会計監査人による監査を義務づけ、透明性の高い経営が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人独自の資金管理が必要となり、また、突発的な高額な支出については設置者と連携が必要</li> <li>○ 外部資金の獲得等による自己収入の確保については、大学の規模や教育内容等に左右される面もあることから、運営費交付金について、法人と設置者との十分な協議・調整が必要</li> <li>○ 予算・経理に関わる職員の地方独立行政法人の会計基準に関する精通が必要</li> <li>○ 財務会計や人事給与など新たなシステムの構築・維持に伴う経費負担、専門性をもった職員の確保</li> </ul>

#### 4 目標・計画・評価・公表関係（1）

- 現在の県立短期大学では、大学としての中長期的な目標を定めた計画はなく、毎年度事業ごとに目的や目標を定めている。
- 法人制度では、中期目標や中期計画を定め、評価委員会で実績を評価し、公表されることになる。

現在の県立短期大学	公立大学法人制度 (法:地方独立行政法人法)
<b>【目標】</b> ○ 毎年度予算を決定する際、事業ごとに目的や目標を定める。	<b>【目標】</b> ○ 設立団体の長は達成すべき業務運営に関して6年間の中期目標を議会の議決を経て定める。  ○ 中期目標で定める事項 ① 中期目標の期間 ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 ④ 財務内容の改善に関する事項 ⑤ 教育及び研究並びに組織運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ⑥ その他業務運営に関する重要事項 (法第25条, 第78条)
<b>【県における計画】</b> ○ 県教育振興基本計画において「魅力ある県立短期大学づくり」として、「これからの施策の方向性」等を記載	<b>【設立団体における計画】</b> ○ 同左
	<b>【法人における計画】</b> ○ 法人は中期目標に基づいて中期計画を作成する(法第26条)  ○ 法人は中期計画に基づき、事業年度の業務運営に関する年度計画を定める(法第27条)
<b>【学校教育法等における評価】</b> ○ 外部評価委員会を原則毎年開催する。(鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程)(外部評価委員会運営要領)  ○ 大学は教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況等について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。(学校教育法第109条)  ○ 教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間(大学は7年以内)ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価を受けるものとする。(学校教育法第109条)	<b>【学校教育法等における評価】</b> ○ 同左
	<b>【法に基づく評価】</b> ○ 設立団体の附属機関として地方独立行政法人評価委員会を置き、毎年度公立大学法人の実績を評価する。(法第11条, 第78条の2)  ○ 評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。(法第11条)

#### [ 制度導入において一般的に言われているメリット・デメリット ]

メリット	デメリット
○ 策定した中期計画の結果を評価委員会による外部評価を受けることで、客観的な評価ができる。  ○ 評価委員会の評価結果が業務に反映され、教育研究の質的向上が図られる。  ○ 中期目標の設定は、定量的な指標を用いながら、具体的かつ明確なものとなるよう定められていることからPDCAサイクルを効果的に機能させることができる。	○ 毎年度の年度計画及び年度実績の作成、評価委員会での評価等の業務負担が大きい。

#### 4 目標・計画・評価・公表関係（2）

- 現在の県立短期大学では、大学としての中長期的な目標を定めた計画はなく、毎年度事業ごとに目的や目標を定めている。
- 法人制度では、中期目標や中期計画を定め、評価委員会で実績を評価し、公表されることになる。

現在の県立短期大学	公立大学法人制度 (法:地方独立行政法人法)
<p>【公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学は教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の状況等について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。（学校教育法第109条）</li> <li>○ 教授会の議事要録はインターネットその他適切な方法により公表するものとする。 (鹿児島県立短期大学教授会運営規程)</li> </ul>	<p>【公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同左</li> </ul>
	<p>【公表事項の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の内容を公表すること等を通じて，その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。</li> </ul> <p>(例) ① 中期目標・中期計画・年度計画          ② 知事に提出した財務諸表等          ③ 各事業年度に係る業務の実績等に関する自己評価結果の報告書          ④ 評価委員会による知事への意見</p>

#### [ 制度導入において一般的に言われているメリット・デメリット ]

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中期目標，中期計画，財務諸表，業務の実績，評価結果等の公表により，経営状況等大学運営の透明性が高まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公表に係る事務負担等の増加</li> </ul>

# 全国の公立短期大学

設置形態	所在都道府県	大学名	公立大学法人化	四年制大併設	四年制大学生定員(R5. 5. 1)	短大学生定員(R5. 5. 1)	学科
県立	岩手県	岩手県立大学 盛岡短期大学部	○ (H17)	○	2,047人	200人	生活科学科 国際文化学科
	岩手県	岩手県立大学 宮古短期大学部	○ (H17)	○		200人	経営情報学科
	山形県	山形県立 米沢女子短期大学	○ (H21)	○	174人	500人	国語国文学科 英語英文学科 日本史学科 社会情報学科
	福島県	会津大学 短期大学部	○ (H18)	○	1,230人	300人	産業情報学科 食物栄養学科 幼児教育・福祉学科
	静岡県	静岡県立大学 短期大学部	○ (H19)	○	3,029人	320人	歯科衛生学科(3年) 社会福祉学科 こども学科
	静岡県	静岡県立 農林環境専門職大学 短期大学部	×	○	96人	200人	生産科学科
	島根県	島根県立大学 短期大学部	○ (H19)	○	1,896人	160人	保育学科 文化情報学科
	大分県	大分県立 芸術文化短期大学	○ (H18)	×	—	768人 専攻科含む	美術科 音楽科 国際総合学科 情報コミュニケーション学科 専攻科(造形専攻, 音楽専攻)
鹿児島県	鹿児島県立 短期大学	×	×	—	570人	文学科 生活科学科 商経学科 商経学科(第二部)	
市立	北海道	旭川市立大学 短期大学部	○ (R5)	○	814人	300人	食物栄養学科 幼児教育学科
	山梨県	大月市立 大月短期大学	×	×	—	400人	経済科
	岐阜県	岐阜市立 女子短期大学	×	×	—	430人	国際コミュニケーション学科 健康栄養学科 デザイン環境学科
	三重県	津市立 三重短期大学	×	×	—	700人	法経科 食物栄養学科 生活科学科 法経科(第2部)
	岡山県	倉敷市立 短期大学	×	×	—	230人 専攻科含む	保育学科 服飾美術学科 専攻科(服飾美術専攻, 保育臨床専攻)

※ 学生定員については、公立大学2024(公立大学協会作成※短大学生定員を含まず)及び令和5年度公立短期大学実態調査表(全国公立短期大学協会作成)から引用

※ 専攻科に進み、学位審査に合格すると学士の学位が授与される